



国民健康保険に関するお知らせ

◆ 12月1日から国民健康保険証が変わります

新しい保険証(個人単位のカードのもの)は、11月下旬に世帯主宛に簡易書留郵便でお届けします。保険証が届いたらすぐに記載内容に誤りがないかを確認してください。

今回お届けする保険証の有効期限は平成23年11月30日です。これ以外の有効期限の保険証が届いた方は、この期限内に75歳に到達される方です。

● 配達時に不在の場合は

一定期間(11月30日まで)郵便局で保管され(ポストに不在通知が入っています)、その後に市役所へ返送されてきます。11月末までは郵便局にお問い合わせいただき、期限を過ぎた場合は市民課へご連絡ください。届いていないと思って世帯のどなたかが受け取っている場合もありますので、ご確認をお願いします。

◆ 加入・脱退手続きはお忘れなく！

また、国保の加入・脱退するときは必ず届け出が必要ですので、市役所市民課、または各地域局で手続きをしてください。

★届け出は14日以内をお願いします。

★届け出に必要なもの・・・社会保険証または事業所の証明書、印鑑・国民健康保険証

国保に加入する日	加入手続きがおくれると
◆転入した日(職場の健康保険に加入していない場合) ◆職場の健康保険の資格がなくなった日 ◆出生した日 ◆生活保護を受けなくなった日	国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると保険料をさかのぼって納めることになります。 また、その間の医療費は遅れた理由が緊急やむを得ない場合を除き、全額自己負担になります。
国保をやめる日	やめる届け出がおくれると
◆他の市町村へ転出した日 ◆職場の健康保険に加入した日の翌日 ◆死亡した日の翌日 ◆生活保護を受け始めた日	職場の健康保険に加入した場合も、国保をやめる届け出が必要です。届け出がおくれると、保険料の正確な算定ができません。 また、誤って国保の保険証を使用すると、市が負担した医療費(年齢により7割から8割)を返還していただくことになります。

問い合わせ先：市役所市民課国保医療グループ(☎ 662-3165)